

氏名 羽柴 直人

学位（専攻分野） 博士（文学）

学位記番号 総研大甲第 1400 号

学位授与の日付 平成 23 年 3 月 24 日

学位授与の要件 文化科学研究科 日本歴史研究専攻
学位規則第 6 条第 1 項該当

学位論文題目 東日本初期武家政権の考古学的研究－平泉勢力圏の位置
付けを中心に－

論文審査委員 主査 準教授 高橋 一樹
教授 仁藤 敦史
准教授 村木 二郎
理事 小野 正敏 人間文化研究機構
教授 坂井 秀弥 奈良大学
准教授 七海 雅人 東北学院大学

論文内容の要旨

古代末期から中世初頭の東日本の在地権力の中で突出した内容を有する奥州藤原氏の「平泉勢力圏」を「初期武家政権」と捉え、その特質を明らかにすることを目的とする。

第Ⅰ章 東日本における古代末期から中世初頭の土器様相

この時代の土器食膳具は儀式・儀礼に使用する「儀器」としての機能になっている。東日本各地の古代末から中世初頭の土器様相を確認した結果、各地域の土器は、各々が独自な様相、変化を呈しているのではなく、汎東日本的に、共通する器種構成、変遷が存在することが明らかになった。その変遷は、10世紀後半以降に確立する「土師質土器」が基本的な器種構成を保ったまま12世紀代まで存続して使用され続け、12世紀に至って、京都風の手づくねかわらけが導入され、儀器が「土師質土器」から「かわらけ」に変化する状況を指摘できる。この変化の年代は、平泉勢力圏に相当する福島盆地以北の陸奥と出羽においては12世紀前葉（1130～50年頃）であるのに対し、陸奥南部と関東甲信越地方においては12世紀末葉以降で、平泉勢力圏は東日本の他地域よりも「かわらけ」の導入が約半世紀先行していることが明らかになった。また、東日本における土師質土器の器種構成、形態変化は、京都の「白色土器」と対応関係があり、土師質土器と白色土器が共通する機能と概念を有し、いわば土師質土器は白色土器の地方形態と理解することが可能である。「かわらけ」の導入は10世紀以来存続している王朝国家的な価値観を転換させ、新規の価値観が導入されたことを示す。他地域に先行して、平泉勢力圏でこの変革がなされていることは注目される。関東甲信越・陸奥南部では、土師質土器からかわらけへの転換は12世紀末の鎌倉幕府成立がその契機と理解される。

第Ⅱ章 東日本の古代末期から中世初頭の居館

11世紀代の居館は陸奥奥六郡及び出羽山北三郡の居館を検討した。これらは11世紀中葉の「安倍氏の居館」と11世紀後半の「清原期の居館」に分類される。両者は立地条件など共通する点が多く、系譜的には連続すると理解されるが、後者は居館全体を囲む堀を有する点が特徴的である。また両者に居館に付随して高地が存在するパターンがみられ、これは居館の住人の心性を象徴する「信仰対象の山」と理解される。

12世紀の居館は東日本全域について検討した。東日本の居館は平泉勢力圏に分布する「初期柳之御所型居館」、陸奥の磐城付近と関東地方に分布する「関東型居館」、陸奥会津地方と甲信越地方に分布する「越後型居館」の三形態に分類される。「初期柳之御所型居館」は居館を囲む堀と連続して位置する「信仰対象の山」が存在し、「清原期の居館」と系譜的に連続性がある。「関東型居館」は、谷間に面する斜面部に立地し、居館を囲む堀はなく、連続する位置に「信仰対象の山」が存在する。「越後型居館」は、周囲との地形の区分が見出し難い平野部の中の微高地に立地する。「信仰対象の山」の存在が推測される場合も、やや離れた場所に位置する。

このように東日本の12世紀の居館は三類型に分類されるが、これは相違点を強調した分類であり、「初期柳之御所型居館」、「関東型居館」、「越後型居館」は共通する点も多く見出せることも指摘できる。三類型の立地は河川を望む「低位段丘面」と大きく括られ、近隣に「信仰対象の山」を有する点も共通し、大局的に見るならば、各類型の居館は同一系譜で、住人は共通する価値観を有していると理解できる。これは平泉勢力圏も含めた東日本に全域の共通性と評価される。

その一方で、平泉勢力圏内部には「平泉」、「衣河」、「比爪」という「院政期都市型居

館」が存在する。「院政期都市型居館」は、院政期京都の都市内部における居館をモデルとしており、直線道路で区画される都市内部に位置し、「居館」、「政庁」、「寺院」の複合施設である。その導入は二代基衡の時代の12世紀30～40年代頃と推測される。これらの「院政期都市型居館」導入後も平泉勢力圏内では、「初期柳之御所型居館」が存続し共存しており、「院政期都市型居館」は平泉勢力圏内でもその最上位の拠点にのみに限定された可能性が高い。平泉勢力圏以外の東日本では同時期の「院政期都市型居館」は存在せず、12世紀80年代以降の鎌倉の大蔵幕府の出現を待たなければならない。

第Ⅲ章 平泉勢力圏の内部構造

奥州藤原氏の勢力が浸透している平泉勢力圏の範囲は、出羽全域と福島盆地以北の陸奥である。陸奥でも、会津、安積、磐城等の陸奥南部は、奥州藤原氏の影響力が薄く、平泉勢力圏の外部と位置付けられる。そして、平泉勢力圏の内部構造は全域が均質な状況ではなく、地域様相により①「北緯40°以北の北奥区域」、②「北緯39°～40°の陸奥奥六郡、出羽山北三郡区域」、③「北緯39°以南の荘園分布区域」の三区域に分けられる。

①の区域は建郡の時期が著しく遅れており、考古遺物から12世紀第1四半期頃の建郡と推測される。建郡にあたっては奥州藤原氏がその侵攻の主体になったと推測され、建郡後の地域支配の実質も奥州藤原氏が担っていたと考えられる。この区域は、国衙勢力など他の勢力の影響はほとんど存在せず、奥州藤原氏の専横が通用する地域と位置付けられる。この様な言わば「私領」ともいえる広大な地域を有していたことが、奥州藤原氏の勢力維持の基盤になっていたと理解される。

②の区域は、奥州藤原氏の本拠地である。奥六郡の支配の拠点は、この区域の南端に位置する「平泉」と、中央に位置する「比爪」の二箇所があり、奥六郡は南北に区分して管轄されていた可能性がある。出羽山北三郡では、拠点に相応しい遺跡が検出されておらず様相は不明であるが、清原氏以来の重要な地域であり、奥州藤原氏の直系に近い人物が配置されていたと想像される。

③の区域は摂関家等の中央権門の荘園が多数分布し、その現地管理に奥州藤原氏が携わっていたことが知られている。これらの荘園は奥州藤原氏が既存の在地権力である現地管理者の取り込みや、武力行使により管理権を奪取したものが多いと推測される。この管理権の獲得は、12世紀第1四半期の初代清衡の時代になされた事例が多いと考えられる。この地域は元来、奥州藤原氏の勢力圏ではなく、奥州藤原氏が、従来の在地権力が存在した地域に進出したものであり、その地域の進出、保持、支配には高度の調整能力が必要とされたと理解される。

そして、平泉勢力圏の中核部には、「平泉」・「衣河」・「比爪」の3つの拠点が存在し、それぞれが並立する複合的な権力構造であることが注目される。「衣河」は、元陸奥国司の藤原基成の「衣河館」が存在し、平泉勢力圏内で一定の求心力を有していたと考えられ、平泉とは別個の権力装置を有する独立した「都市」と評価できる。「比爪」は平泉と比較して遜色のない規模と格式を有しており、平泉と並立する平泉勢力圏内の拠点と評価すべきである。そして、「比爪」は手づくねかわらけの調整形態の共通性から、比内、津軽方面の北奥地域との関係の深さも推測され、平泉勢力圏の北半部の実質支配は比爪勢力が担っていた可能性が指摘される。これは奥六郡のみではなく、平泉勢力圏全体が、平泉の一元的な支配ではなく、「比爪」が「平泉」と並立した権力基盤として存在したことが指摘される。勢力圏内部の権力分立を具体的に指摘したことは、奥州藤原氏の権力構造の本質を解明する上で重要な提示である。

総論

平泉勢力圏の特色は、12世紀第2四半期の平泉二代基衡の時代における「手づくねかわらけ」の導入と、「院政期都市型居館」の導入の2点に示される。これは双方ともに、発信源は院政期京都にあり、10世紀以来存続していた、東日本における伝統的な王朝国家期の在地権力の支配形態を、根本的に転換させる行為と評価できる。そして、この平泉勢力圏における転換は、他の東日本諸地域の在地権力に先行しておこなわれた変化であり、東日本の中では、時期的に突出して先行する動きである。これは広大で多様な様相の諸地域を有する平泉勢力圏の統治のために導入されたシステムの一つであり、奥州藤原氏の権力構造は広大な領域を支配するための機能を有していたと評価され、平泉勢力圏の支配形態は、鎌倉幕府に先行する「初期武家政権」と称するに相応しいものであったと評価できる。

博士論文の審査結果の要旨

本論文は、平安時代後期の東日本をフィールドとして、考古学の手法により儀器と居館の類型化および地域的分布の析出を行い、それにもとづいて平泉藤原氏の勢力圏と政治的位置づけを論じたものである。発掘例のきわめて少ない11～12世紀の古代・中世移行期における考古学的状況を東日本全体で総括し、文献史学を中心に近年議論が高まっている武家政権成立の問題を北方史から見直そうとする試みは、きわめて意欲的な課題設定および研究方法として評価される。

本論は三章からなり、その前後に序章と結論が配される。

序章では、11～12世紀の東日本全体を対象に、遺物である土器の儀器としての側面と遺構である居館の機能面の具体的様相から分析を行う研究方法を提示する。さらに、既存の国府や国司に代表される地方行政機関の編成に必ずしも収斂しない政治力と軍事力を有する、平泉藤原氏のような地方権力に関する概念規定について、文献史学を中心とした研究史を整理した。

第Ⅰ章では、古代末期から中世初期にかけての東日本における土器様相とその変遷が綿密に検討された。10世紀後半以降、土師質土器を基本とした共通の器種構成が汎東日本的に確立するが、12世紀第2四半世紀には南陸奥と北陸奥を除く奥羽地域で京都系手づくりねかわらけ（の技法）が導入され、それ以外の地域（鎌倉など）では土師質土器から手づくりねかわらけへの転換が12世紀末に遅れることが解明された。

第Ⅱ章では、11世紀中葉の安倍氏の居館（北陸奥）、11世紀後半の清原氏段階の居館（出羽山北）、そして12世紀第2四半世紀からの「初期柳之御所型居館」（陸奥中央部）が歴史的に連続した居館の類型であり、12世紀における「越後型居館」「関東型居館」という他類型の分布地域と併存する事実が示されたうえで、12世紀半ばに平泉藤原氏が拠点とする陸奥内陸部の平泉・衣河・比爪にのみ、首都京都の院御所等をモデルとする「院政期都市型居館」が成立することが指摘された。

第Ⅲ章は、前二章の分析結果をうけて、同じ12世紀第2四半世紀に出現する手づくりねかわらけと「院政期都市型居館」によって特色づけられる平泉藤原氏の勢力圏とその内部構成を論じる。平泉勢力圏が大きく三領域区分（既存の地方行政システムを指標とした差異）にまたがる不均質な構成をとり、それらと対応するように平泉藤原氏の政治的拠点は平泉・衣河・比爪の三地点にわたることを考古学的知見により明らかにした。

結論では、平泉勢力圏における12世紀第2四半世紀の儀器と居館の質的变化についての歴史的評価が総合的に述べられる。陸奥国・出羽国といった地方行政単位を超越したその範域においても、また首都京都の王権との関係性においても、平泉権力は東日本諸地域の在地権力からは突出したものであり、かつ12世紀末に儀器・居館の双方で同様な現象をあらわす鎌倉および鎌倉幕府に先行する事実を重視して、中世成立期の東国社会（中央政府からみて北方世界というフロンティアを背後に抱え込む）に成立した武家政権としての連續性を考古学の観点からも検討する視座と素材を提供した。

土師質土器・かわらけにそれを使用する階層の自己認識、支配構造が反映すると規定し、東日本の対象時期における土師質土器・かわらけの発掘例を網羅的に集成して、10～13世紀を通じた東日本に共通する様相と変遷に一定の見通しをつけた点、とりわけ10世紀後半と12世紀第2四半世紀に画期を見いだしたことは、今後の学界に共通する編年案を提示したもので高く評価される。そして、12世紀における各地域のかわらけ導入を在地権力の支配論理・構造の変質と位置づけ、綿密な遺物調査にもとづいた年代観から分布地域間の段階差を示した点も重要な成果である。なかでも、北陸奥における建郡（いわば国家

の領域に包摂する手続き)が12世紀初頭に推測されるとの考古学的知見を初めて示したことでも特筆される。また、12世紀の東日本全体を視野に入れて、「初期柳之御所型」「関東型」「越後型」からなる居館の三類型化とその分布域を設定し、近年の良好な調査事例をふまえて奥羽の居館を11世紀から系統立てたことも、今後の新たな議論の土台をなすものである。

総じて、かわらけと居館それぞれの分析から、当該論文において平泉勢力圏と規定する領域的枠組みが12世紀第2四半世紀を画期として析出されるとともに、その内部構造については平泉とならんで「院政期都市型居館」の成立が目される比爪の存在を浮かび上がらせ、限定的な文献史料からイメージされてきた平泉一極集中ともいべき従来の認識を大きく相対化する視点が示されたところに、考古学に立脚した本論文の独自性がもっとも表現されているといえよう。

しかし、課題も少なくない。本論文の実証作業で根幹をなす、かわらけの儀器としての成立を明示する考古学的根拠を補強し、遺構についても「居館」という範疇(当該論文において「信仰の山」とされた関連施設を含む)をより明確にすることが必要である。また、平泉勢力圏を構成するとされた三領域に関する考古学的分析が必ずしも十分ではない点、中央直結型で平泉藤原氏が選択・変質させた結果を示す考古学的要素の重視だけでなく、在地側にある通時的な論理をも検討すべき点なども今後の課題である。12世紀第2四半世紀の画期性を強調する意図はわかるが、約1世紀にわたる平泉勢力圏の変遷を都市の居住形態などに即して、より緻密で動態的に分析することも求められる。これらの作業においては、近年になって急速に蓄積されつつある陸奥国府の考古資料の対比的活用が必須となる。さらに文献史学の成果との兼ね合いからいえば、平泉権力の武家政権としての規定に不安が残ることから、鎌倉幕府も見通した段階的な把握と論理化が不可欠となることも指摘された。これらの問題点を地道に克服していくことで、より発展的に学術書としての公表も十分に可能になると考えられる。

古代・中世移行期の「断絶」した考古学的研究の現状を、平泉を含む東日本全体を素材として克服するという研究史整理のうえに立つ本論文は、その大半をしめる第Ⅰ章と第Ⅱ章にまとめられた資料収集と分析が着実かつ精緻なものであり、審査委員全員が当該分野の研究を確実に進展させる成果と認め、博士(文学)の学位を授与することが適当であるとの結論で一致した。